

岐阜県吹奏楽連盟定款

第一章 総則

(名称)

第1条 本連盟は「岐阜県吹奏楽連盟」と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は岐阜県内に置く。

(連携)

第3条 本連盟は(社)全日本吹奏楽連盟の会員連盟の資格を有し、全日本吹奏楽連盟の定款に規定した支部と連携をもつ。

また、中部日本吹奏楽連盟会員支部としての資格を有する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は音楽文化向上に資するため、吹奏楽の普及発展を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第5条 本連盟は個人または法人その他団体の利益を目的としてその事業を行わない。本連盟はこれを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第6条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演奏会、吹奏楽コンクール、演奏行進等の主催
- (2) 講習会、研究会の開催
- (3) 他団体の事業に対する共催、後援、協力
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第三章 組織及び会費

(会員の種類)

第7条 本連盟の会員は次の二種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

第8条 正会員は前条の目的に賛同する岐阜県内の小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般の吹奏楽団（1団体を1会員とする）とする。

特別会員は前条の目的に賛同する団体及び個人とする。

(入会)

第9条 本連盟に入会を希望するものは、別に定める岐阜県吹奏楽連盟運営規程（以下「運営規程」という）の手続きを経て会員となる。

(会費及び入会金)

第10条 本連盟の会費は通常会費と臨時会費とする。

2 通常会費は正会員の会費とし、その会費、入会金及び臨時会費の額は総会の決議によってこれを定める。

(会費の納入)

第11条 正会員は毎年所定の会費を期限内に納入しなければならない。

2 会費の納入期限は理事会において定められる。ただし年度途中に入会する会員に対しては入会の際これを納入しなければならない。

(退会)

第12条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。

2 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。

3 会費納入前に退会を届出ても、所定の会費は納入しなければならない。

(除名)

第13条 正会員及び特別会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 本連盟の体面を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき。

(2) 会費納入義務を履行しなかったとき。

(3) その他会員として適当でないと認められたとき。

第四章 役員

(役員の種類)

第14条 本連盟には次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	4名以内
事務局長	1名
常任理事	25名以内
理事	45名以内
監事	3名以内

(役員資格及び任免)

第15条 役員は本連盟の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。

ただし、理事定数の1割以内において正会員以外でも選任することができる。

2 役員を選任方法は運営規程で定める。

(役員任期)

第16条 役員任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。

2 期の半ばに選任された役員任期はその期の末迄とする。役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続き職務を行うものとする。

(役員任務)

第17条 理事長は本連盟を代表し会務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務一切を統括する。

- 4 常任理事は理事長、副理事長を補佐し会務を遂行する。
- 5 理事は事務局長もしくは担当常任理事の指示を受け、会務を遂行する。
- 6 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。
- 7 監事は各会議に出席し意見を述べる事ができる。ただし理事会での議決権を有しない。

第五章 会長、顧問及び参与

(会長、顧問、参与)

第18条 本連盟は会長、顧問、参与を置く事ができる。

- 2 会長、顧問、参与は総会の議決による。

第六章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は総会、理事会、常任理事会の三種とする。

- 2 総会は正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成し、常任理事会は常任理事以上の理事をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

第20条 総会は定時総会と臨時総会の二種類とする。

- 2 定時総会は毎年4月、臨時総会は理事長が必要と認めたとき、または5分の1以上の正会員が会議の目的事項を示し請求したとき、理事長がこれを招集する。
- 3 総会は理事長がその議長となる。
- 4 総会の招集は少なくとも会日の10日前迄に、各正会員に対して総会の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知をしなければならない。

(総会の成立及び議事)

第21条 総会の定員数は正会員の2分の1とし、議事は出席正会員の過半数によりこれを決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 次の事項の議決は出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 本連盟の解散、並びに残余財産の処分
- 3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の決議事項)

第22条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告並びに収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 本連盟の解散並びに残余財産の処分の決定
- (6) その他重要な事項

(理事会)

第23条 理事会は本連盟の運営にあたる。

- 2 理事会は総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
- 3 理事会は原則として年間4回以上開催し、理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の要求があるとき理事長は、これを招集しなければならない。
- 4 理事会は理事長がその議長となる。
- 5 理事会の定足数は2分の1とする。
- 6 議事は、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第24条 理事会に付議すべき事項は、常任理事会において必要と認めた事項とする。

(常任理事会)

第25条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事及び責務理事をもって構成する。

- 2 監事は常任理事会に出席し意見を述べるができる。
- 3 常任理事会は理事会に提出する議案、理事会より委託された事項及び緊急を要する事項を審議処理する。
- 4 常任理事会は原則として年間2回以上開会し、理事長は必要に応じて常任理事会を開催することができる。
- 5 常任理事会の議事については、定款第23条第4項、5項、6項の規定を準用する。
- 6 理事長は常任理事会において審議処理された事項の経過、並びに結果を理事会に報告しなければならない。

第26条 常任理事会に付議すべき事項は次の事項とする。

- (1) 事業の企画、遂行に関する件
- (2) 会計上(予算)の運用実施に関する件
- (3) 会長、顧問、参与に関する件
- (4) 定款、運営規程に関する件
- (5) その他必要な事項

第七章 管理

(定款その他書類の備付)

第27条 理事長は、定款、規程、総会の議事録を本連盟事務局に備えて置かなければならない。

- 2 理事長は、正会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出)

第28条 理事長は、事業年度ごと定期総会の会日の15日前迄に事前年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の規程により書類の送付を受けたときは、その定期総会の10日前迄に、意見書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の監事の意見を添えて、第1項の書類を定期総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 理事長は、毎事業年度定期総会の会日の10日前迄に第1項の書類を事務局に備えて置かなければならない。
- 5 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。

第八章 委員会

(委員会の設置)

第29条 本連盟は、その目的達成に必要な、重要事項を研究審議実施するために理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

(委員の任命)

第30条 委員会に、委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長は理事のうちから各委員は正会員のうちから、それぞれ理事会の承認を得て理事長が任命する。

第九章 事務局

(事務局の設置)

第31条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局長及び事務局員)

第32条 事務局には、事務局長1名、事務局員若干名を置くことができる。

- 2 事務局長は、事務局を総括する。
- 3 事務局員は、事務局長が理事長の承認を経てこれを任免する。

第十章 資産及び会計

(会計及び会計年度)

第33条 本連盟の会計は、一般会計、特別会計及び基金会計とする。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第34条 本連盟の収入は、入会金、会費、寄付金、補助金その他とする。

(財産の請求権)

第35条 正会員は、退会した場合、または除名された場合、本連盟の資産に対してなんらかの請求をなし得ない。

(解散の場合の会費請求)

第36条 本連盟は、解散後であっても、総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

第十一章 雑則

(委任)

第37条 この定款の施行に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(付則)

第38条 この定款は昭和55年4月1日より発効する。

【定款の改正事項に関する記録】

昭和58年4月

- ・第四章 役員に関する事項の一部削除及び変更
(内容)
- ・直前理事長の役職を削除(第14条、第17条)
- ・専務理事と事務局長の職務の分離(第14条、第17条)
- ・常任理事及び理事の定数の増加(第14条、第17条)
- ・正会員以外の理事の選任追加(第15条)

昭和60年4月

(内容)

- ・事務所の位置範囲の拡大(第2条)
- ・特別会員の範囲の拡大(第8条)
- ・常任理事、理事及び監事の定数の増加(第14条)

昭和61年4月

(内容)

- ・常任理事の定数の増加(第14条)

平成元年4月

(内容)

- ・副理事長の定数の増加(第14条)

平成2年4月

(内容)

- ・理事の定数の増加(第14条)

平成7年4月

(内容)

- ・専務理事の名称を削除(第14条、第17条)
- ・貸借対照表の削除(第28条)

平成20年4月

(内容)

- ・名称の変更(第1条)
- ・中部日本吹奏楽連盟との連携(第3条)
- ・理事会及び常任理事会の日程の変更(第23条3及び第25条4)